

令和 7 年度 鳥羽市地域おこし協力隊インターン募集要項

令和 7 年 4 月 2 8 日

～三重県鳥羽市概要～

鳥羽市の人口は 1 6, 2 5 0 人（令和 7 年 3 月末）で、三重県東端部の志摩半島に位置し、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面した 4 つの有人離島と半島部から構成されています。市域面積 107.34 平方キロメートルのうち、70%以上を森林が占め、主に平地は海岸線沿いに分布されており、市域の多くは急峻な山地になります。海岸線は、風光明媚なリアス海岸が形成されており、全域が昭和 21 年に伊勢志摩国立公園の指定を受けています。

鳥羽の海は漁業の生産性が高い好漁場として、古くから漁業が営まれてきました。豊かな資源を背景に、長い歴史の中で伊勢神宮に食材を納めてきた深い繋がりがあります。また、魅力ある観光施設や豊かな海産物を求めて、伊勢神宮の参拝客を中心に年間約 400 万人の観光客が訪れる「漁業と観光のまち」です。

また、日本で最も多くの“海女”が生活していることが特徴的で、潜水機器が発達した現代においても素潜りを繰り返すというスタイルを貫くほか、漁獲できる貝の大きさや地域ごとに漁期を定めるなどの厳しいルールを決め、資源の枯渇を避けるための工夫が講じられています。その独自性を貴重な文化ととらえ、海女文化のユネスコ無形文化遺産への登録を目指しており、現在は国の重要無形民俗文化財の指定や日本遺産の認定を受けています。

そのような中、本市では人口減少・少子高齢化が急速に進んでおり、空き家問題や後継者不足などの課題が発生しています。そこで、このたび本市に滞在し、地域の活性化やプロモーション活動、空き家の利活用について活動する“鳥羽市地域おこし協力隊インターン”の参加者を募集します。

1、募集内容

鳥羽市地域おこし協力隊インターン 10名

2、活動概要及び募集条件

鳥羽市、地域住民、関係団体等と密に連携しながら、次の表に掲げる活動を行う。

1. 旧中心市街地での地域イベント企画 2名
■ミッション 旧中心市街地（なかまちエリア）では、地域の活性化を願い「鳥羽なかまち会」が実施する、地域イベントの下準備や内容の企画提案を行っていただきます。地域活動に興味があるかたをお待ちしています。
2. 風の島「菅島」空き家改修プロジェクト 2名
■ミッション 有人離島「菅島」で新たに取り組む離島留学の準備として、空き家を借りたくなる。住みたくなるようにする改修作業に参加していただきます。 設計、デザインの実践経験として参加してみませんか。
3. 潮騒の島「神島」空き家活用プランニング 2名
■ミッション 三島由紀夫「潮騒」の舞台である神島で、増える空き家の活用方法としてゲストハウスやカフェ、休憩スペース等として利用できないかを提案していただきます。

4. 石鏡町～漁村の魅力情報発信～ 2名

■ミッション

アートを使って海女のまち石鏡町の暮らしの情報を発信するため、集落の取材や海女さんの普段の生活、漁村の風景を切り取っていただきます。

石鏡町はアーティストの方を求めています！

5. 伝統の島「答志島」みんなの集い場活用 2名

■ミッション

独自の文化が残る「答志島」で、地域が運営する地域の交流拠点「ねやこや」の環境整備、より地域の方が集まりやすい場とするための提案、資金面での工夫など、ねやこやをもっとよくする企画をしていただきます。

共通事項

■任期終了後のビジョン

任期中の活動によって得た経験や地域住民との交流を持ち、鳥羽市の関係人口として、鳥羽市の魅力や地域活動についての情報発信を行う。

■募集条件（求める人物像）

- ・年齢：18歳以上 ・性別：問わない
- ・コミュニケーション能力、デザイン能力、まちづくりプランニング力、建築に関するスキルを持つ方を優先します。

■主な活動地

鳥羽なかまち、菅島、神島、石鏡町、答志島

3、募集条件

次の項目をおおむね満たす方。

・ 3 大都市圏等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票がある方

※総務省地域おこし協力隊の地域要件を満たしていること

- ・ 心身ともに健康で誠実に活動を行うことができる方
- ・ 地域活性化に意欲があり、行政や地域住民とのコミュニケーションが取れる方
- ・ 地域の祭りや行事など地域活動に積極的に参加できる方
- ・ Word、Excel、インターネットなど基本的なパソコン操作ができる方
- ・ 市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- ・ 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方
- ・ 鳥羽市地域おこし協力隊に興味のある方

4、活動形態・期間

- ・ 鳥羽市地域おこし協力隊インターン参加者として鳥羽市長が委嘱します。

※市との雇用契約はありません。

- ・ 委嘱期間は着任日から 2 週間とします。

※着任日については応相談とさせていただきます。

- ・ インターン参加者としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。
- ・ 隊員としての活動に支障がなければ兼業を認めます。

5、活動期間

- ・ 令和7年7月1日（火）～令和7年10月31日（金）のうちの2週間

6、報償費

日額12,000円（所得税を引いた額を支給）

- ・ 活動実績に応じて翌月に支給します。

（今回は、10日×12,000円＝120,000円）

※その他、賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。

※活動にかかる移動費・滞在費(2,000～3,000円程度)は別途必要となります。

7、待遇・福利厚生

- ・ 雇用保険には加入しません。傷害保険及び健康保険料、年金保険料は自己負担となります。

- ・ 活動中の住居は地域の空き家を使用していただきます。

利用料は1日2,000～3,000円

- ・ 活動に必要な用品については、市が用意します。

8、募集期間

令和7年5月1日（木）～6月12日（木）

9、応募手続き

次の書類を下記の申込み先あてにご郵送にて提出してください。

- (1) 鳥羽市地域おこし協力隊インターンエントリーシート（別紙様式） 1 部
- (2) 住民票抄本（住所・氏名・生年月日・性別がわかるもの） 1 部

10、選考の流れ

- (1) 一次選考（書類選考）

募集期間中に応募のあった者から順次一次選考（書類選考）を実施します。

- (2) 第一次選考の合格者を対象にオンラインでの面談を行います。

- (3) 参加日程の確定、スケジュールの最終確認

11、申込み・問い合わせ先

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市企画財政課移住・定住係 あて（担当：山本）

Tel：0599-25-1227 Fax：0599-25-3111 Mail：iju-teiju@city.toba.lg.jp

12、その他

その他、不明な点や質問等については上記担当までお問い合わせください。

なお、ご応募いただいた内容について担当から連絡させていただくことがあります

のであらかじめご了承ください。